

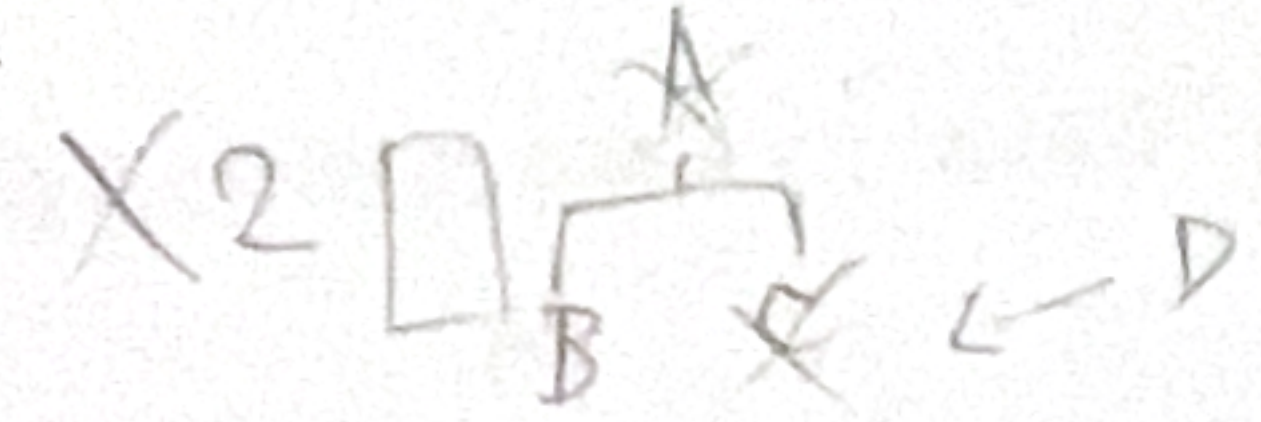
Course Code	Course Title	Instructor	Class Day & Period	Day	Period
44F04-001	科目名 家族法 (相続)	担当者名 石畝 剛士	授業曜日時限	木曜日	3・4 時限

【問1】 以下の文章を読み、下線部の内容が正しい場合にはマーク欄 [1] に、間違っている場合にはマーク欄 [2] にマークをしない。但し、見解に対立がある場合には、判例に従うものとする。

1. A には配偶者 B との間の子 C がおり、C には配偶者 D とその間の子 E がいる。ここで、A と C が同時死亡の推定を受けている場合、E は A の相続人とならない。
X F B
D = E
2
2. A には養子 B がおり、B には AB の養子縁組の前に出生していた実子 C がいる。ここで、B が A よりも先に死亡したとすると、A が死亡したときに C は B を代襲して A の相続人となることができない。
A
B
C
1
3. 相続欠格の対象は、すべての推定相続人であるが、相続人の廃除の対象は、遺留分を有する推定相続人のみである。
2
4. 相続に関する被相続人の遺言書を破棄した者であっても、当該破棄が相続に関して不当な利益を得ることを目的としたものでなかったときは、相続人となることができる。
1
5. A には配偶者 B と、その間の子 C・D がいた。また、D には配偶者 E とその間の子 F・G がいた。この場合に、F が死亡した時点で、B、D 及び E がいずれも死亡していたときは、F の相続人は G である。
X A
C D G
2
6. A には子 B・C がおり、B には子 D がおり、D には子 E がいるが、C には配偶者も子もおらず、かつ、A を除いて生存している直系尊属もいない。その後、A、B 及び D が死亡した後に C が死亡した。この場合、E は、B と D を代襲して C の相続人となる。
X 2
7. 死亡した A の法定相続人が配偶者 B 及び AB の子 C・D のとき、A の相続財産に現金 2000 万円があったならば、当該現金については、遺産分割を待つことなく B が 1000 万円、C が 500 万円、D が 500 万円を相続により当然に取得する。
X 2
8. A には配偶者 B と両者の子 C・D、母 E がいたところ、A は 900 万円の財産を残して死亡した。C と D が熟慮期間内に相続の放棄の申述を行ったものの、その後、C が同じく熟慮期間内にこれを撤回する旨の意思表示をした場合、B の法定相続分は 450 万円となる。
X 2
9. 限定承認が認められたとき、被相続人の積極財産を超えた部分についての債務を、限定承認をした相続人が自己の固有財産で弁済した場合には、その弁済は無効とされる。
X 2
10. A の相続人 B が、A の相続につき承認または放棄をしないで死亡したときは、B の相続人 C は、A の相続につき放棄をした後であっても、B の相続につき放棄をすることができる。
O 1
11. 錯誤により家庭裁判所に相続の放棄を申述した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 ヶ月を経過した後は、錯誤を理由にその取消しを主張することができない。
X 2
12. 相続人 A が相続の放棄をしたことにより相続人となった B が相続の承認をした場合において、B の承認後に A が私に相続財産を消費したとしても、A は単純承認をしたものとはみなされない。
O 1
13. 死亡した A には相続人として子 B・C がいた。A の P 銀行に対する普通預金債権は金銭債権であるため、B 及び C は、A の相続開始により、遺産分割協議を待つまでもなく、各相続分に応じて分割された同債権をそれぞれ当然に取得する。
X 2 B C
14. 死亡した A には相続人として子 B がいた。A が C 所有の不動産を占有していた場合、A の占有権は、B が当該不動産について事実的支配を行って初めて相続される。
X 2

Course Code	Course Title	Instructor	Class Day & Period	Day	Period
44F04-001	科目名 家族法（相続）	担当者名 石畝 剛士	授業曜日時限	木曜日	3・4時限

15. 死亡したAには相続人として子B・Cがいた。A死亡後にCは熟慮期間内に相続放棄の申述を行い、これが受理された。Cの債権者であるDはAの遺産である不動産(甲)につき、B及びCが各2分の1の持分を有する旨の相続登記をした上で、Cの持分を差し押さえた。この場合において、Bは、Dに対し、登記なくして甲全体の所有権の取得を対抗することができない。



【問2】 事例を読み、以下の設問に答えなさい。

＜事例＞

Aは先祖代々からの土地(甲)で農業を営んでおり、1970年、25歳で同い年のBと婚姻し、2人の間には子C(1972年生)・D(1976年生)・E(1985年生)がいた。Cは地元の高校を卒業後(学費はAが負担)、大学進学を希望していたものの、Aに強く反対され、1990年からAと共に農業に従事している。また、Cは1993年にFと婚姻し、1994年にG、1996年にHが生まれている。Dは物心がついた頃からAと折り合いが悪く、実家から離れた高校に一人暮らしをして通っていた。その学費はAが捻出していたが、生活費はD自身がアルバイトでやり繰りし、卒業後もAの元に帰らず会社員となっている。なお、Dは1995年にIと婚姻して、1997年には子Jを設けた。しかし、1999年に両者は離婚し、Jの親権者はDとなった。他方、A・Bが比較的高齢となった後に生まれたEはA・Bからの寵愛を受け、地元の高校を卒業後、2003年に推薦入試で私立N大学に入学して一人暮らしを始め、大学時代にはカナダで1年間の留学を行った。大学の学費、生活費、留学費用は総計1800万円(相続開始時点での評価は2000万円)であり、これを全てAが支出していた。卒業後、Eは定職に就かず、ユーチューバーとして稼ごうとして、コンテンツ作りに励んでいる。そのために必要な費用もAが負担し、その総額は500万円(相続開始時点での評価は600万円)にのぼる。

2015年にCが不慮の事故で死亡した。死亡までの25年間、CがAの農業に従事したことでその生産効率は飛躍的に増大しており、Cの当該貢献は1600万円相当と評価された。

寄与分

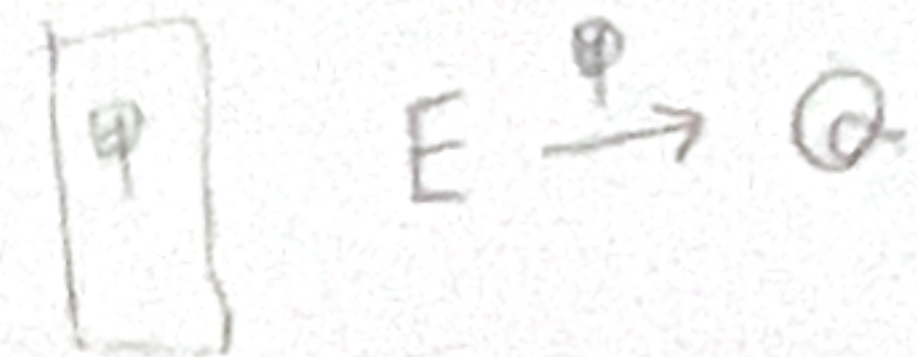
2020年、Aが病気により死亡した。死亡時点でのAの財産は、甲(時価6600万円)、知人Sへの貸金債権1200万円、農機具・軽自動車等の動産400万円であり、他方、Aは農業経営に必要な資金として金融機関Pから3200万円の借入金があった。また、Aは遺言を残しておらず、かつ、Eへの従前の多大な支出につき何も述べていない。

A死亡後、熟慮期間内にDはAの相続について放棄する旨の申述を家庭裁判所に行い、これが受理された。その後、遺産分割協議を経ることなく、現在(2024年)に至っている。

＜設問＞

以上の事実関係については争いがないと仮定した上で、

- 2024年に遺産分割協議が開始された場合、最終的に、「誰が」「どの割合(額)で」Aの(積極/消極)財産を相続するかについて検討しなさい。なお、寄与分の申立てがあったものとする。また、仮に遺留分があったとしても、検討する必要はない。
- 遺産分割協議の結果、甲はBが単独で取得することとなった。ところが、Bが登記を自己名義にしないうちに、金に困ったEが遺産分割協議書を偽造し、甲につきE単独所有とする登記を経由した上で、これをQに売却した。Qはその後、甲の登記を具備した。この場合におけるBとQとの法律関係について論じなさい。



【問3】 以下はボーナス問題です。時間に余裕のある人や人生に余裕のない人は書いてください。

- 家族法(相続)の講義を受けた感想を具体的に書きなさい。なお、肯定的なことを書いても否定的なことを書いても、点数には影響を与えません。
- 想像力や独創性を発揮させて、自己PRなど、何でも好きなことを書きなさい。